

地域密着型サービス整備・運営事業者公募要領
（認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の公募）

1 募集の概要

第9期函館市介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき、地域密着型サービスを整備・運営する事業者を公募します。

(1) 募集するサービス

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

(2) 募集の内容

- ・ 整備区分：新設
- ・ 募集圏域：市内全域
- ・ 募集数：1か所（定員27人）

※1 任意で他の事業所を併設することは可能です。（補助の対象外）

※2 市街化区域または東部圏域での整備を対象とします。

※3 整備地が災害レッドゾーン等に該当する場合における整備の対象は次のとおりとします。なお、令和6年9月1日時点に指定されている区域に基づき評価します。

■ 公募の対象外となる区域

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域および同法第7条第1項の土砂災害警戒区域
- ・ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 水防法（昭和24年法律第123号）第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域、第14条の2第1項および第2項に規定する雨水出水浸水想定区域および第14条の3第1項に規定する高潮浸水想定区域（以下「洪水等浸水想定区域」という。）のうち浸水深が1メートル以上となる区域
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域および第53条第1項に規定する津波災害警戒区域（以下「津波浸水想定区域等」という。）のうち浸水深が1メートル以上となる区域

■ 条件を満たす場合に限り、公募の対象となる区域

被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策および迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が講じられ、かつ、被災リスクへの対策が非常災害計画、避難確保計画等に記載されることが計画されていること。

- ・ 洪水等浸水想定区域のうち浸水深が1メートル未満となる区域
- ・ 津波浸水想定区域等のうち浸水深が1メートル未満となる区域

各区域については、函館市防災ハザードマップWeb版により確認できます。
<https://www.hazardmap.city.hakodate.hokkaido.jp/>

※ 整備用地の浸水深の詳細等、当該ページだけでは分からない情報の確認を要する場合は、6ページ12の問い合わせ先まで電子メールによりお問い合わせください。（必ず着信の確認をしてください。）

なお、本件の確認については、3ページ4の質問・回答に該当しないものとします。

※4 圏域の区分、サービスの内容・人員・設備基準等は、別紙1および別紙2を参照します。

(3) 整備年度 令和7(2025)年度

2 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 応募登録の受付期限 | 令和6(2024)年9月30日（月） |
| (2) 応募に関する質問の受付期限 | 令和6(2024)年10月15日（火） |
| (3) 応募書類の提出期限 | 令和6(2024)年12月20日（金） |
| (4) ヒアリングの実施 | 令和7(2025)年1月下旬 |
| (5) 事業候補者の決定および結果の通知 | 令和7(2025)年2月上旬 |
| (6) 補助金に係る市との協議 | 令和7(2025)年2月上旬～3月中旬 |
| (7) 補助金に係る交付申請→決定 | 令和7(2025)年3月中旬～7月上旬 |
| (8) 施設整備（建築工事等） | 令和7(2025)年8月上旬以降 |
| (9) 補助事業実施報告 | 整備完了後 |

※1 ヒアリングは、応募状況等によっては対象法人を絞って実施する場合があります。

※2 介護サービス提供基盤等整備事業費交付金（北海道補助）の間接補助により、施設整備等に対し、函館市地域密着型サービス拠点整備費補助金（別紙3）を活用することができます。

※3 (7), (8), (9)については、北海道補助のスケジュール等により前後する場合があります。

※4 整備予定地が、令和6年9月2日以降に前ページ1(2)※3に記載の区域として指定された場合は、補助の対象とならない場合があります。

3 応募資格

応募者は、次に掲げるすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 法人であること
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号および第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 函館市に納付すべき税（市内法人の場合のみ）、法人税ならびに消費税および地方消費税（市内・市外法人共通）の滞納がないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）および役員または実質的に経営に関与する者が同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ならびに暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (5) 暴力団および暴力団員ならびに暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされているまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 4ページ6(1)の有識者会議の委員が自ら主宰または役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。
- ※ 市内法人、市外法人は問いませんが、市内法人については、選定基準以上（200点満点中140点以上）の得点を得た場合に、6(2)イの加点措置があります。

4 質問・回答

応募に関する質問がある場合は、「質問票」（様式7）を次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限：令和6(2024)年10月15日（火）
- (2) 提出先：函館市保健福祉部地域包括ケア推進課（企画・管理担当）
- (3) 提出方法：電子メールによる
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載し、個別には回答しません。また、回答は、本要領の追加または修正とみなします。なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがあります。

※ 事業計画の内容が指定基準を満たしているかについては回答できませんので、各自で該当する基準等を確認してください。なお、基準等の解釈に疑義がある場合は、必ず該当する条文を引用し、応募者の解釈結果、考え方を明記の上質問してください。

※ 応募者から委託を受けた建設会社やコンサルタント会社からの質問は受け付けません。応募者が直接質問票を提出してください。

5 応募手続き等

- (1) 応募登録申請書の提出

応募しようとする事業者は、事前に応募登録が必要です。

応募登録を行わない事業者からの応募は受け付けできませんのでご留意願います。

ア 提出期限：令和6(2024)年9月30日（月）

イ 提出方法：応募登録申請書（様式1）を函館市保健福祉部地域包括ケア推進課（企画・管理担当）まで持参または簡易書留、Eメール、ファックスで送信してください。なお、電話や口頭による応募登録は受け付けません。

※ 電子メール、ファックスによる応募の場合は、必ず着信の確認をしてください。

ウ 受付時間：平日の午前8時45分から午後5時30分まで

エ その他：応募登録状況は、提出期限後に市のホームページで公表します。

なお、個別の登録者名は公表いたしません。

(2) 応募書類の提出

ア 提出期限：令和6(2024)年12月20日(金)

イ 提出方法：応募書類を確認しますので、函館市保健福祉部地域包括ケア推進課(企画・管理担当)に持参してください。(事前の電話連絡をお願いします。)

ウ 受付時間：平日の午前8時45分から午後5時30分まで

エ 提出書類：別紙提出書類一覧(No. 2～26)のとおり

(3) 提出書類の調整方法

ア 提出書類は、正本1部、副本13部とします。原則A4版で統一(ただし、図面はA3版としA4サイズにZ折りで折り込み)し、別添の「提出書類一覧」とともに、A4版ファイル(指定なし)に綴り、提出書類一覧のNo.に対応したインデックスを貼付してください。(正本・副本とも)

イ 契約書類など、応募書類の正本に原本の写しを提出する場合には、必ず代表者名で原本証明をしてください。

【原本証明の例】

この写しは原本と相違ありません。 令和○年○月○日 法人名 ○○ 代表者 ○○ ○○

ウ ファイルの表紙、背表紙に提出年度、サービス名称(「認知症高齢者グループホーム」)、整備する日常生活圏域および法人名を記載してください。

(4) 応募の辞退

応募登録後および応募後に応募を辞退する場合は、「応募辞退届」(様式6)を提出してください。応募後に辞退した場合は、提出書類は返却します。

6 最適提案者および次点者の選定方法

(1) 選定方法

公平公正かつ客観的な立場から事業者を評価の上、最適提案者等を選定するため、5名で構成された介護保険施設等整備・運営事業者の選定等に関する有識者会議(以下「第三者機関」という。)において、書類審査ならびに対面によるヒアリングを実施し、地域密着型サービス整備・運営事業者の選定に関する評価基準(別紙4)に基づき、(2)アの加点を含め採点します。

採点の結果、その得点が選定基準以上(200点満点中140点以上)の応募者に対し、(2)イの加点を行った上で、最も高い評価点を得た者1者を「最適提案者」、また、2番目に高い評価点を得た者を「次点者」として選定します。

(2) 加点による優先

ア 認知症高齢者グループホームの整備が比較的進んでいない日常生活圏域である北東部第3圏域に整備する場合には10点、北東部第2圏域に整備する場合には5点を加点します。

イ 市内法人については、10点を加点します。

7 事業候補者の決定および選定結果の通知

市は特別な理由がない限り、第三者機関で選定された最適提案者を「事業候補者」として決定し、応募者全員に次の事項を書面により通知します。

- ・全応募者名
- ・事業候補者名
- ・応募者（通知者）の順位
- ・応募者（通知者）の評価点および内訳（評価項目ごとの点数）
- ・事業候補者の評価点および内訳（評価項目ごとの点数）
- ・第三者機関の委員の所属・職氏名

8 選定結果の公表

応募者への選定結果通知後、函館市ホームページにおいて、次の事項を公表します。

- ・全応募者名
- ・事業候補者名
- ・全応募者の評価点
 - ※ 事業候補者については、評価点の内訳も併せて表示します。
 - ※ 事業候補者以外については、応募者名をアルファベットにより表示します。
 - ※ 応募者が2者の場合は、2位の者の評価点は表示しません。
- ・第三者機関の委員の所属・職氏名

9 次点者との協議

事業候補者の決定後に、その決定が取り消しとなった場合または辞退等により事業を実施できなくなった場合、次点者を事業候補者とし、事業実施のための協議を行う場合があります。

10 留意事項

(1) 応募に関する事項

ア 応募締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市が内容の訂正を求める場合を除きます。

イ 事業者選定前において、市は、提出された書類を補足する他の書類等の提出を求める場合があります。

ウ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

エ 応募書類は、5(4)の場合を除き、理由の如何を問わず返却しません。

オ 応募に必要な費用は、すべて応募者の負担とします。

カ 応募書類は、函館市情報公開条例（平成13年函館市条例第7号）の規定に基づき開示することがあります。この場合において、個人情報または企業等の正当な利益を害する情報は、非開示とします。

キ 応募にあたっては、確実性のあるものを提出してください。

※ 事業参入の意思はあるが、資金調達や土地確保の見通しが立たない等、具体性のない場合には応募しないでください。

ク 資金計画等の策定にあたっては、建設費や物価等の上昇を考慮してください。

(2) 事業実施に関する事項

ア 事業の実施にあたり、施設の面積や人員配置などについて、応募した内容を下回ること等がないよう留意してください。

イ 令和8年3月末日までに整備を完了し、速やかに事業を開始してください。なお、補助金の活用を予定している場合、工事着手については、補助金の交付決定後となることから、令和7年8月以降として計画してください。

ウ 応募期間終了後の整備用地の変更はできません。

エ 事業の実施にあたり、応募した内容から変更がある場合には、事前に市と協議してください。なお、予定時期までに整備の見込みが立たないなど、その変更が重大なものとして市が認める場合は、事業候補者の決定を取り消すなどの場合があるので留意してください。

(3) 社会福祉法人および補助金を活用する法人に関する事項

施設整備の手続きにあたっては、市の建設工事手続きマニュアルに従ってください。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031300440/>

(4) その他

市が設置した第三者機関の委員に対して、問い合わせや働きかけ等があった場合には、失格としますので、十分留意してください。

11 その他

この要領に定めのない事項については、4に記載のとおり、応募に関する質問により確認してください。

12 問い合わせ先および応募先

函館市保健福祉部地域包括ケア推進課（市本庁舎2階）

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電 話 0138-21-3041

F A X 0138-26-5936

e-mail kaigo-keikaku@city.hakodate.hokkaido.jp

担 当 石岡、田畑